

狭山市学校給食費徴収管理システム構築業務要求仕様書

(案)

令和8年4月

狭山市教育委員会学校教育部入間川学校給食センター

目 次

1	委託業務名	1
2	業務目的	1
3	用語の定義	1
4	委託業務の概要	2
4.1	学校給食費徴収管理システムの開発及び構築	2
(1)	要件定義	2
(2)	設計・開発	2
(3)	テスト	2
(4)	受入支援	2
(5)	導入	2
(6)	教育・研修	2
(7)	プロジェクト管理	2
4.2	その他	2
5	システム化の対象範囲	3
6	納入成果物	4
7	機能要件	5
7.1	基本的な機能要件	5
(1)	ログ管理	5
(2)	NTP サーバによる時刻同期	5
(3)	ウィルス対策	5
7.2	認証管理等に係る要件	5
7.3	処理に係る要件	5
(1)	機能要件	5
(2)	画面要件及び操作要件	6
(3)	出力物要件	6
(4)	データ要件	6
(5)	データ連携要件	6
(6)	ログ要件	6
8	非機能要件	7
8.1	開発方法やアーキテクチャに係る要件	7
8.2	構築環境要件	7
(1)	システムインフラ要件	7
(2)	サーバに関する要件	7
(3)	クライアント機器等に関する要件	8
(4)	ネットワークに関する要件	8
8.3	セキュリティ要件	8
(1)	利用権限に係る要件	9
(2)	セキュリティ対策に係る要件	9
8.4	ユーザーインタフェース要件	9
8.5	文字コード等要件	9
8.6	性能要件	9

(1) データ検索処理時間	10
(2) オンライン応答時間	10
(3) オンラインバッチ処理時間	10
(4) オンライン終了後のバッチ処理時間	10
8. 7 信頼性等要件（信頼性、中立性など）	10
(1) 可用性	10
(2) 障害発生時のリカバリ	10
(3) 拡張性	10
(4) 中立性	11
8. 8 テスト要件	11
8. 9 移行等要件（移行、教育・研修）	11
(1) 教育・研修に係る要件	11
8. 10 保守要件	11
(1) ソフトウェア保守	11
(2) ドキュメント管理	13
(3) 保守業務の完了に関連する各種作業等	13
8. 11 作業の体制及び方法	13
(1) 作業体制	13
(2) 作業方法	13
(3) 納入及び検収	13
(4) 瑕疵担保責任	13
9 特記事項	13
9. 1 権利関係	14
(1) 納入物の所有権	14
(2) 知的財産権の取扱い	14
(3) 著作権の帰属	14
(4) 利用の許諾	14
(5) データの所有権	14
(6) 関連する文書の納入	14
(7) 秘密情報の保持	14
9. 2 再委託	14
9. 3 守秘義務	15
(1) 秘密の保持	15
(2) 資料・データの取扱い	15
(3) 個人情報等の取扱い	15
9. 4 その他	15
10 添付資料	16

1 委託業務名

狭山市学校給食費徴収管理システム構築業務

2 業務目的

本業務は、狭山市における学校給食費の公会計化に伴い、市が一元的に徴収・管理を行うための「狭山市学校給食費徴収管理システム（以下「本システム」という。）」を構築することを目的とする。

3 用語の定義

用語	説明
学校給食費徴収管理システム	本業務により導入するシステム
本稼働	学校給食費徴収管理システムでの業務を遂行できる状態にすること。
法改正等	法改正、制度改正、新制度の開始及び国の通達等
パッケージシステム	他自治体に導入実績のあるシステム（カスタマイズ資産を含む）、または他自治体に向けた独自のカスタマイズを施す前の汎用的なシステム。

4 委託業務の概要

狭山市学校給食費徴収管理システム開発について、委託する業務は次のとおり。

4. 1 狭山市学校給食費徴収管理システムの開発及び構築

(1) 要件定義

- ・学校給食費徴収管理システムの構築に関する要件定義を実施すること。

(2) 設計・開発

- ・学校給食費徴収管理システムの構築に関する設計・開発を実施すること。

(3) テスト

- ・必要なすべてのテストを実施すること。テストにおいて発見された障害を障害管理表等で管理すること。原因と対策を確認してから、修正・確認を行うこと。
- ・各テストに先立ち、テスト計画を策定すること。テスト計画では、テストの目的、スケジュール、体制及びテスト方法を定めること。市側の参加を要するテストについては、市側の負担軽減に配慮したテスト計画を策定すること。

(4) 受入支援

- ・受入テスト実施計画書案や受入テスト仕様書案を作成するなど、本市が行う受入テストを支援すること。

(5) 導入

- ・上記(2)設計・開発、(3)テスト及び(4)受入支援の内容を受け、各機器及びソフトウェアに対しての設定作業等を実施すること。また、職員情報等のセットアップ作業を実施すること。

(6) 教育・研修

- ・職員が操作するために必要な手順書等（運用マニュアル）を本市と打ち合わせの上で作成すること。
- ・本格稼働前に、職員が業務を実施するために必要な教育・研修を実施すること。
- ・教育・研修用のテキスト等の教材及び必要な機材等は、原則としてすべて学校給食費徴収管理システム開発事業者（以下「受託者」という。）が準備すること。なお、会場については基本的に本市が準備する予定である。

(7) プロジェクト管理

- ・学校給食費徴収管理システムの開発及び構築に係るプロジェクト管理を行うこと。

4. 2 その他

- ・学校給食費徴収管理システムの構築に必要なハードウェア等の仕様を提示すること。

- ・学校給食費徴収管理システムを利用するために必要なサーバ及び端末のセットアップ作業を実施すること。

5 システム化の対象範囲

学校給食費徴収管理システムでは、以下の業務等をシステム化の対象範囲とする。

No.	業務名等	業務概要
1	学校給食費徴収管理	以下の業務を行う。 喫食管理、学校給食費徴収管理及び督促、債権(時効等)管理 喫食対象者(児童生徒・教職員等)の台帳作成・管理、口座情報管理、口座振替データ管理、学校給食費予算計画、統計作成

なお、本要求仕様書に記載された調達範囲は、発注時の仕様書として取り扱う。記載事項に修正すべき事項があると本市が判断した場合は、本市と受託者との協議により項目の追加、変更又は削除、発注金額等の変更を行うことがある。

また、給食食材発注業務、献立作成業務については別システムにより運用しているため対象業務からは除外している。

6 納入成果物

納入品は次のとおり。それぞれの記載方法及び体裁、納入期日等については別途協議する。

区分	納入品	概要	数量等
学校給食費徴収管理システム	学校給食費徴収管理システム開発要件定義書	学校給食費徴収管理システムの開発にあたり、機能要件及び非機能要件に関して、市と合意した内容についての定義書	電子ファイル1部
	学校給食費徴収管理システム開発基本設計書	学校給食費徴収管理システムの開発に必要な各種基本設計書	電子ファイル1部
	学校給食費徴収管理システム開発詳細設計書	設定内容及びカスタマイズに関する設計書及びそのプログラム・ソースの一覧 ※詳細化が必要な設計対象については作成すること	電子ファイル1部
	学校給食費徴収管理システム開発プログラム	詳細設計書の内容を受けたプログラム(ソースがある場合は、ソースを含む) ※狭山市向けに新規開発された場合のみ	学校給食費徴収管理システムで導入されるハードウェア内の明示した場所に格納すること。
	学校給食費徴収管理システム開発パッケージシステム等	学校給食費徴収管理システムを稼働させるために導入が必要なパッケージシステム等一式	学校給食費徴収管理システムで導入されるハードウェア内の明示した場所に格納すること。提供される場合はライセンス証書。
	学校給食費徴収管理システム開発受入・総合テスト仕様書兼報告書	システム機能が仕様どおりに正しく機能することを検証するためのテストに係る計画及び評価結果	電子ファイル1部
	学校給食費徴収管理システムセットアップ手順書	学校給食費徴収管理システムをセットアップする上で必要なセットアップ手順書	電子ファイル1部
	学校給食費徴収管理システム運用設計書 学校給食費徴収管理システム運用マニュアル	運用業務を遂行する上で必要な運用設計書及び手順書等	電子ファイル1部

	学校給食費徴収管理システム 操作マニュアル	職員が操作や運用を行うために必要な手順書等	電子ファイル 1 部
	学校給食費徴収管理システム 職員向け運用マニュアル		
プロジェクト 管理	学校給食費徴収管理システム開発 業務実施計画書	学校給食費徴収管理システムの開発に係る作業全体の管理計画書	電子ファイル 1 部
その他	学校給食費徴収管理システム開発 ハードウェア仕様書	学校給食費徴収管理システムの構築に必要なハードウェア等の仕様	電子ファイル 1 部

7 機能要件

7. 1 基本的な機能要件

(1) ログ管理

- ・業務システムサーバのログを出力し、管理可能とすること。

(2) NTP サーバによる時刻同期

- ・NTP サーバと連携し、業務システムサーバの時刻同期を可能とすること。

(3) ウィルス対策

- ・ウィルス対策機能により、業務システムサーバへの不正なプログラムやスパイウェア等の感染を防止し、感染した場合には検出・報告し駆除を可能とすること。

7. 2 認証管理等に係る要件

- ・利用者個人を識別し特定可能とするため、ログイン ID は利用者単位とすること。

7. 3 処理に係る要件

(1) 機能要件

- ・機能要件については、様式 8 「システム機能要件一覧」を参照すること。なお、パッケージシステムにおいて標準機能で実現できない場合は、合理的な代替機能、業務改善、運用対処等の対策案を提案すること。
- ・パッケージシステムの場合は、保守の際に追加費用等が発生するカスタマイズを最小限に抑制すること。

(2) 画面要件及び操作要件

- ・視認性（項目の配置、配色や文字の大きさ等）が考慮されていること。
- ・操作の効率性及び統一性（ショートカットキーの使用やマウスのスクロールボタンの使用、日付入力機能等補助機能等）が考慮されていること。
- ・誤操作の防止が考慮されていること。
- ・操作方法の習得の容易性が考慮されていること。

(3) 出力物要件

- ・現行の業務システムにおいて出力している出力物（電子媒体への出力物も含む。）については、様式9「システム機能要件一覧（出力物想定一覧表）」を参照すること。
- ・本調達に係る業務システムにおいて、業務上必要な出力物の出力を可能とすること。
- ・法定様式の出力物については、法定様式にて出力すること。
- ・パッケージシステムの場合は、できる限り標準実装されている様式に合わせるなど、本調達にかかる業務システムにおいて不要になると考えられるものは廃止するための提案を行うこと。

(4) データ要件

- ・本市の規模及びシステム化の対象範囲から業務データ容量を想定し、過年度データを含め5年分のデータの保存を可能とすること。また、データ増加に対する拡張性を考慮した設計を行うこと。

(5) データ連携要件

- ・連携するその他システムの保守事業者等と協力し、各システムとの連携を正しく行うこと。
- ・連携するその他システムと現行システムとのインターフェースの概要は、別紙2「システム連携一覧表（外部インターフェース）」を参照すること。
- ・その他システムとのデータ連携について、本市は、令和11年度（2029年）標準化システムの本稼働を予定しており、これに伴う標準化対応費用は選定事業者と協議のうえ、別途予算化する予定。
※現時点で、対象データは「住民記録」「DV情報」「学齢簿」「就学援助」の基本データリスト（標準準拠レイアウト）に基づく連携データを取り込めることが可能であることを想定。
- ・連携の漏れや誤りがないか確認するための整合性確認の仕組みを構築すること。
- ・連携の運用管理のため、連携処理の送受信状況が確認できること。
- ・連携データのメンテナンスや反映の再試行が可能であること。

(6) ログ要件

- ・システムの障害時の対応に必要と考えられる情報のほか、情報漏えい等の問題が生じた際に必要となる、（いつ、どこで、誰が、誰の、何をしたかが分かる）情報を収集し管理すること。

8 非機能要件

8. 1 開発方法やアーキテクチャに係る要件

- ・基本的にクライアントに特殊な専用ソフトウェアのインストールを必要としないこと。必要とする場合は、クライアントにインストールされるその他のソフトウェアとの競合による不具合が発生しないことについて保証すること。
- ・システムが特定のメーカーや機種等に依存しないで稼働すること。
- ・クライアント OS として想定している Windows10 又は 11 で稼働するシステムであること。
- ・クライアント OS に対するレベルアップ（サービスパックやセキュリティパッチ等）資産や、Web ブラウザ及びミドルウェアのバージョンアップもしくはレベルアップ（サービスパックやセキュリティパッチ等）資産がサポートベンダから提供された場合は、これらを適用した際に不具合が生じないことを保証すること。
- ・パッケージシステムの場合は、人口 15 万人規模の自治体向けに開発されており、他の自治体での導入実績があることが望ましい。

8. 2 構築環境要件

(1) システムインフラ要件

- ・学校給食費徴収管理システムのハードウェア構成（OS 等の付随するソフトウェアを含む）及び学校給食費徴収管理システムのサーバーセグメントに係るネットワークを設計し機器仕様を定めること。
- ・上記の機器仕様には、原則的に端末やプリンタ等の機器については含めないが、スキャナーや、専用プリンタ等システム構築及び業務運用上必要な機器は含めること。
- ・上記の機器仕様に基づく機器は、本業務とは別に調達するが、学校給食費徴収管理システムの構成に必要な機器については、特定のメーカーに依存しない汎用的な構成とすること。
- ・学校給食費徴収管理システムの環境は、最低限、ユーザー（市職員）に対して実際にサービスを提供する本番環境と、本番環境へのリリース前のテスト等を行う開発環境を備えること。

(2) サーバに関する要件

ア 学校給食費徴収管理システムの本番環境へのリリース

- ・学校給食費徴収管理システムの本番環境へのリリースについては、受託者が行うこと。また、その際の手順について、「セットアップ手順書」として本市に納めること。

イ ハードウェア設置場所

- ・学校給食費徴収管理システムのサーバ等のハードウェアは、狭山市庁舎内に設置

すること。

ウ サーバ設定作業

- ・学校給食費徴収管理システム設計に基づいて学校給食費徴収管理システムに必要な機器（サーバ、パソコン、OCR、スキャナ等）の設置・設定を行うこと。
- ・LAN 等の配線に必要となる部材を用意し、ラック内及びラック間の配線を行うこと。

(3) クライアント機器等に関する要件

ア クライアント機器等

- ・端末、プリンタ等のクライアント機器等は、別途、本市が調達を行うこととしている。

イ 端末の仕様

端末については、次のソフトウェア構成を想定し、市が用意をする。

- ・OS : Windows10 又は 11
- ・PDF ファイル表示 : Adobe Reader
- ・統合 OA ソフト : Microsoft Office LTSC standard 2021、Professional Plus 2024
- ・ウイルス対策ソフト : TREND MICRO Apex One
- ・CPU : Intel Core i5 ※第 13 世代以降
- ・メモリ : 8GB 以上
- ・SSD : 256GB 以上 (C ドライブ 100GB、残りは D ドライブ)
- ・有線 LAN : 1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T 対応
- ・インターフェース : HDMI 端子×1、USB ポート×2 以上
- ・光学ドライブ : 無し

ウ プリンターの仕様

プリンターについては、次の既存プリンター、いずれかでの運用を想定している。

- ・Kyocera ECOSYS P4140dn KX
- ・bizhub C227

(4) ネットワークに関する要件

ア アクセス制御等

- ・本市のネットワーク外からの業務システムサーバへのアクセスについては認めない予定であり、保守等のために外部からアクセスすることはできない。
- ・負荷分散装置を必要とする場合は、ネットワーク機器ではなく、学校給食費徴収管理システムのハードウェアの一部として捉えること。

8. 3 セキュリティ要件

受託者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基

づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏えい等が発生しないように万全の注意を払うこと。また、個人情報の取り扱いには、狭山市業務委託契約約款（R8.4.1 改正）及び狭山市個人情報保護条例（平成 15 年狭山市条例第 25 号）等の個人情報関係法令を遵守すること。

（１）利用権限に係る要件

ユーザーの利用権限の付与に当たっては、ユーザーの業務内容に応じ、必要最小限の操作しかできないように配慮し、操作ミスや情報漏えい等の危険性を低減すること。また、人事異動等による利用権限の変更に容易に対応できること。

（２）セキュリティ対策に係る要件

受託者の責任範囲にある作業及び物品に対して、本市の指示に基づきセキュリティ対策を行い、高いセキュリティレベルを維持すること。

ア 機密情報へのアクセス制御と情報漏えい防止

- ・ 正当にアクセス権限を有する者のみが機密情報へアクセスできるように、アクセス制御を実施し、不正アクセスを排除すること。機密情報の漏えいやデータの改ざんを防止する対策を行うこと。

イ 監査とログ記録

- ・ 本業務で利用するシステムの操作履歴等の各種ログを確実に記録すること。万一事故が発生した場合に、原因追及のための基礎情報として利用できること。また、権限のある者のみがログ情報へアクセスできること。

8. 4 ユーザーインタフェース要件

- ・ 業務システムの入力及び表示は日本語で行うこと。また、アクセシビリティに配慮したユーザーインタフェースを備えること。
- ・ Web 型アプリケーションの場合には、JIS X 8341-3:2004「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第 3 部:ウェブコンテンツ」等に準拠していることが望ましい。

8. 5 文字コード等要件

- ・ 文字コードは Unicode とすること。Unicode 拡張領域に受託者固有の文字を割り当てている場合、その文字コードの仕様を公開すること。

8. 6 性能要件

- ・ 端末台数 3 台を前提に、次の性能目標値を達成すること。

(1) データ検索処理時間

- ・2秒未満とする。ただし、複雑な検索条件、ヒット数の多い検索を除く。ネットワークにおける他の通信による影響は含めない。

(2) オンライン応答時間

- ・利用頻度の高い画面は3秒未満とする。ただし、ネットワークにおける他の通信による影響は含めない。

(3) オンラインバッチ処理時間

- ・30分程度とする。ただし、左記の時間内で終了しない処理については、オンラインサービス時間外で実行する等の方法により、実業務運用に支障がない対策を行うこと。
- ・オンラインバッチ処理中であっても、(1)及び(2)の要件を満たすこと。

(4) オンライン終了後のバッチ処理時間

- ・30分程度とする。業務システムのオンライン終了後に実行するバッチ処理は、バックアップなどの運用に支障をきたさない時間までに終了するように構築すること。
- ・月次、年次の処理が輻輳しても、日常業務に影響しないこと。

8. 7 信頼性等要件（信頼性、中立性など）

- ・基本的な業務時間以外でも、夜間等に機能を利用することがあるため、特に停止すべき理由がない場合、24時間365日の稼働を可能とすること。
- ・目標稼働率は99.9%以上とし、データの損失を発生させないこと。また、データの一貫性・完全性を維持すること。
- ・バッチ処理、各種メンテナンス等、サービスを停止する必要がある場合は、その時間が最小限になるように設計すること。

(1) 可用性

- ・稼働後5年以上利用可能なシステムであり、必要時にサーバOS及びクライアントOSのバージョンアップに無償で対応できること。

(2) 障害発生時のリカバリ

- ・障害が発生した際に、障害発生ポイントとその復旧処理の開始ポイントが明確化でき、当該開始ポイントへのデータのリカバリを可能とすること。また、バックアップなどの利用により障害発生前の状態に速やかに戻せる仕組みとすること。災害発生時には、受託者は本市と対応方法を協議のうえ、本市と共同で学校給食費徴収管理システムを早期に復旧させること。

(3) 拡張性

- ・パラメータ設定等により、軽微な機能変更や出力物の印字の内容及び印字位置の変更が容易に行えること。
- ・本稼働までに実施される、法制度改正及び新制度の開始への対応については、基本的

に今回の調達範囲に含めるものとし、対応版を導入すること。

(4) 中立性

- ・国際技術標準や事実上の業界標準を採用したソフトウェアを選択すること。

8. 8 テスト要件

- ・必要なすべてのテストを実施すること。テストにおいて発見された障害を障害管理表等で管理すること。原因と対策を確認してから、修正・確認を行うこと。
- ・各テストに先立ち、テスト計画を策定すること。テスト計画では、テストの目的、スケジュール、体制、テスト完了基準（品質基準）及びテスト方法を定めること。
- ・受託者は、受入テスト計画書案や受入テスト仕様書案を作成する等、本市が行う受入テストを支援すること。

8. 9 教育・研修要件

(1) 教育・研修に係る要件

- ・教育・研修は、本調達に係る業務システムを利用する全職員（3名程度）を対象として実施すること。なお、教育・研修のための会議室の準備は本市が行うが、教育・研修用テキストは受託者が準備すること。時間は、通常業務時間帯を基本とするが、窓口業務にあたっては 17 時半以降の実施についても本市と協議の上対応すること。また、動画マニュアルやeラーニングでの教育・研修を可とする。
- ・受託者の責任と費用負担において、システム稼働開始後、安定稼働が確認できるまでの一定期間、本市各課に人材（担当者）を配置し、初めての操作時における職員の負荷軽減のため、システム操作等のサポートを実施すること。

8. 10 保守要件

(1) ソフトウェア保守

- ・学校給食費徴収管理システムのソフトウェア保守は開発事業者が担うものとし、保守期間は稼働後 7 年間とすること。（※保守業務については開発業務委託契約には含まず、運用開始後別途協議のうえ、契約を締結する予定。）
- ・保守業務の保守費用に含むシステム修正・改修の範囲は次のとおり。なお、原則としてパッケージシステムを利用してカスタマイズをする場合であっても、当該カスタマイズ部分（運用後のカスタマイズ部分を含む）の修正・改修等を例外としないこと。

保守区分	
是正保守(※1)	実際に起きた誤りによって余儀なくされた修正
予防保守	潜在的な誤りが検出されたことによって余儀なくされた修正
完全化保守	性能又は保守性を向上させるための修正

適応保守	変化する環境に適応させるために必要な修正	サーバ OS (仮想含む)、端末機器 OS、ブラウザやミドルウェア等のバージョンアップ等に伴う修正など
市の新規要望	軽微な改修	オーバーレイの表示変更/コード等の追加・変更/出力項目の順序の変更 など

※1 緊急保守(システム運用を確保するための一時的な修正)を含む。

- ・是正保守、予防保守、完全化保守、適応保守及び市の新規要望への対応のためにプログラム改修又はパッケージシステムのバージョンアップ適用が発生した場合の役割分担は次のとおりとする。

No.	作業の内容等		保守事業者	市
1	パッチ等の開発 (※1)	要件定義	○	(○) 市の新規要望の場合
2		設計・開発	○	
3		テスト(単体テスト・結合テスト・総合テスト)	○	
4	運用手順書(セットアップ作業含む)作成・変更		○	
5	受入テスト内容(=運用テスト内容)作成		○	
6	(改修)資産提供		○	
7	検証用環境へのセットアップ(改修) 【資産適用、テストデータ準備等】		○	
8	受入テスト		支援→(※2)	○
9	本番用環境へのセットアップ(改修)【資産適用】		○	
10	運用テスト		支援→(※2)	○
11	本稼働			○

※1 市の新規要望以外の場合に係るパッチ等の開発については、原則として、保守事業者内での対応とすること。

※2 必要に応じて立ち会う等、合意・許可のプロセスを経て連携して行うこと。

- ・保守業務開始(保守契約締結)後、システムを予定どおり機能させるために学校給食費徴収管理システム修正の必要性が判明した場合、保守業務(の保守費用内)において対応すること。
- ・市が学校給食費徴収管理システムに、他から調達したソフトウェア等を導入した場合、当該ソフトウェアの保守を保守業務に含める必要はないが、連携が必要となる場合には市の要望に基づき対応すること。この場合の経費については別途協議する。
- ・本稼働後、実施される法改正等に伴う業務要件の変更への対応については、保守費用の範囲内で対応すること。ただし、大規模法制度改正はこの限りではない。なお、ここでいう「大規模法制度改正」とは、法制度の新設あるいは抜本的な改正に伴い、通常のバージョンアップでは更新が実施できない程度の大幅な変更が必要であると合理的に判断される場合及び全国的に補助金・交付金等が支給される改正に限る。
- ・市の新規要望により「軽微な改修」に該当しないシステム改修が必要となった場合、経費は別途協議するが、その際提示する見積りは他の事例を示すなど経費の妥当性を客観的に証明すること。また、当該改修費より低廉であれば、他から調達したソフトウェア等を導入して、既存システムの一部の機能を代替する場合があるので前もって

- 了承すること。
- ・保守費用は、保守業務の内容が変更となった場合、変更について協議する。
 - ・保守業務には、障害発生時の対応（問題報告及び修正依頼の受理、記録、追跡、修正の実施など）、納入した成果物のドキュメント類を最新の状態で維持する構成管理、その際の変更管理等も含む。
 - ・保守業務の5年目に、保守期間（7年間）終了後も継続して学校給食費徴収管理システムを使用する場合に必要となるリプレース等に要する費用を積算し提示すること。また、市がシステムの継続使用を希望した場合、保守期間の延長等について市と協議すること。

（2）ドキュメント管理

- ・納入した成果物等のドキュメント類についての変更管理を行い、常に最新の状態となるよう維持すること。

（3）保守業務の完了に関連する各種作業等

- ・保守業務の完了時には、受託者のシステムに保存されているデータについて、本市が指定した媒体に CSV 等の汎用的なデータ形式に変換した上で本市に提出すること。また、本市に提出するデータについての説明資料等を提出すること。
- ・当該システムに保存されているデータ及びシステムの開発及び運用に使用したドキュメント等を復元不可能な状態まで完全に消去し、その旨を本市に報告すること。

8. 1.1 作業の体制及び方法

- ・「学校給食費徴収管理システム開発業務実施計画書」を策定すること。

（1）作業体制

- ・本業務を実施するために必要な作業体制を構築すること。

（2）作業方法

- ・本業務に係る開発環境及び作業場所は、原則として受託者が準備する。ただし打合せ場所については、本市が指定する施設内にて行うこと。

（3）納入及び検収

- ・本市が行う検収に当たっての準備は受託者側で行うこと。

（4）瑕疵担保責任

- ・受託者は、成果物の瑕疵を令和8年度業務終了時まで、無償で修正しなければならない。また、瑕疵を修正するに当たって、運用中の業務への影響を最小限に抑えること。

9 特記事項

9. 1 権利関係

(1) 納入物の所有権

- ・本業務で納入する納入物の所有権は、当該納入物が納入されたときに、受託者から本市へ移転すること。

(2) 知的財産権の取扱い

- ・本業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る特許権その他の知的財産権を伴う発明等が行われた場合、取扱いは別途協議の上定める。なお、納入物に関し、第三者から著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下同じ。）、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、本市の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理すること。

(3) 著作権の帰属

- ・本業務遂行の過程で新たに生じた成果物に係る著作権は、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権及び汎用的な利用が可能なプログラムの著作権を除き、代金の支払いと引き換えに本市に移転することとし、受託者は著作者人格権を行使しないこと。なお、かかる受託者から本市への著作権移転の対価は、委託料に含めること。

(4) 利用の許諾

- ・受託者は、著作権が「(3) 著作権の帰属」で留保された著作物について、本市及び本市の業務遂行上必要な者に対し、利用を許諾すること。

(5) データの所有権

- ・学校給食費徴収管理システムで使用するデータは、すべて本市が所有権を有する。

(6) 関連する文書の納入

- ・受託者は、関連する文書を納入物として無償で納入することとし、受託者に著作権が留保される著作物の利用については「(4) 利用の許諾」に準ずること。
- ・本市は学校給食費徴収管理システムを自己利用するために必要な範囲で、複製、翻案又は改変することができることとし、受託者は、かかる利用について著作者人格権を行使しないこと。なお、これらの許諾の対価は、委託料に含めること。

(7) 秘密情報の保持

- ・受託者は、本業務の履行に関し知り得た本市の秘密情報を第三者に漏らしてはならない。

9. 2 再委託

- ・受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得た場合はこの限りでない。

9. 3 守秘義務

- ・本業務従事により知り得た情報については、業務履行中・完了後に関わらず他に漏らしてはならず、守秘しなければならない。また、本業務を第三者に再委託することが認められた場合は、第三者も同様の義務を負うこと。

(1) 秘密の保持

- ・本業務の遂行上知り得た秘密を他者に漏らしてはならない。また、成果物（業務の過程で得られた記録等も含む。）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。

(2) 資料・データの取り扱い

- ・本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は本業務終了までに本市に返却すること。なお、本市の許可を得て複製した資料についても同様の扱いとし、本業務終了までに完全かつ検証可能な状態で廃棄処分すること。

(3) 個人情報等の取り扱い

- ・受託者は、本業務の実施に当たっては、狭山市個人情報保護条例（平成 15 年狭山市条例第 25 号）に定めるもののほか、個人情報の保護に関する本市の施策に留意しつつ、本業務に係る個人情報の保護について、細心の注意を払い処理すること。

9. 4 その他

- ・学校給食費徴収管理システムを構成するために必要な受託者の製品以外のソフトウェアを利用するための費用（ライセンス料等）は、本業務の委託料に含めること。
- ・費用対効果の面からメリットが大きいと判断した場合は、物理サーバ及びストレージの仮想化を提案すること。
- ・他業務システムとの連携に必要なインターフェース等に関する情報を提示すること。
- ・本業務を遂行するに当たり、関係法令等を遵守して実施すること。
- ・その他本要求仕様書に明記されていない事項又は解釈に疑義のある事項については、本市と協議すること。
- ・本調達に係る業務システムが契約終了等により、将来導入することになるシステムに移行した情報資産、次期業務システムに使用者が入力した情報資産、又は、その情報資産を元に行った計算結果等の次期業務システムを稼働させるために必要な情報資産及びそれらのデータ、ファイルレイアウト等の仕様について、本市が提出を求めた場合は速やかに提供すること。また、提供する情報資産への本市からの問合せに対応すること。
- ・本調達は、国の学校給食費公会計化等推進事業費補助金を活用して実施するものであり、受託者は当該補助金に係る関係法令及び交付要綱等を十分理解のうえ、これを遵守すること。

10 添付資料

別紙1 業務概要書

別紙2 システム連携等一覧表（外部インターフェース）